

## 監査公表第4号

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年4月14日

新城市監査委員 夏目道弘  
新城市監査委員 柴田賢治郎  
( 公 印 省 略 )

### 第1 監査種別

定例監査・行政監査

### 第2 監査の対象

総務部 行政課

### 第3 監査に当たった監査委員

夏目道弘  
柴田賢治郎

### 第4 監査の期間

令和8年2月20日～令和8年4月14日

### 第5 監査の方法

令和7年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度を実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

### 第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

## 総務部

### 【行政課】

#### 意見

- 1 投票所の再編については、投票率の向上が重要な指標の一つとなることに留意しながら進められたい。
- 2 職員の時間外勤務が非常に多い。人員不足が原因と考えられるので、秘書人事課に状況をしっかりと説明し改善に取り組まれたい。
- 3 業務手順書のリスク管理については、事例等も示しながら全庁的な取組を進められており評価するところであるが、さらに内部統制のシステム構築につなげるよう努められたい。
- 4 行政課にとって、開票所の確保、施設の指定管理者の確保、通帳や現金の管理といったことがリスクとして考えられるので、リスク管理にしっかりと取り組まれたい。
- 5 監査資料で提出された財産調書については、市全体の財産調書の一部であることを認識し、所管換えのあった財産についても、取得価格や財産価値の表示が引き継がれるようにされたい。